

佐賀労働局発表  
令和3年7月30日（金）

【照会先】  
佐賀労働局雇用環境・均等室  
室長 大田 隆  
労働紛争調整官 平山 正  
(電話 0952-32-7218)

## パワハラ含む「いじめ・嫌がらせ」が8年連続でトップ

～令和2年度 佐賀労働局総合労働相談の状況～

佐賀労働局（局長 加藤博之）では、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（以下、「個紛法」といいます。）及び「男女雇用機会均等法（以下、「均等法」といいます。）」「育児・介護休業法（以下、「育介法」といいます。）」「パートタイム・有期雇用労働法」（以下、3つの法律を合わせて「均等3法」といいます。）並びに労働施策総合推進法（以下、「労推法」といいます。）に基づき、個別労働紛争の解決を図る制度を施行しています。

このたび、上記制度に関する令和2年度の相談件数等の施行状況をとりまとめましたので公表します（各制度別の施行状況は、資料1（個紛法）及び資料2（均等3法）を参照）。

**総合労働相談件数** 9,205件（前年度比6.0%減）

・個紛法に基づく「民事上の個別労働紛争の相談件数」（「法令制度の間合わせ、労基法等法違反の疑いがあるもの」以外の相談）のうち、パワハラ含む「いじめ・嫌がらせ」に関するもの

492件（前年度比15.6%減）

・均等三法に基づく相談件数523件のうち、セクハラ・マタハラ等に関するもの

169件（前年度比57.9%増）

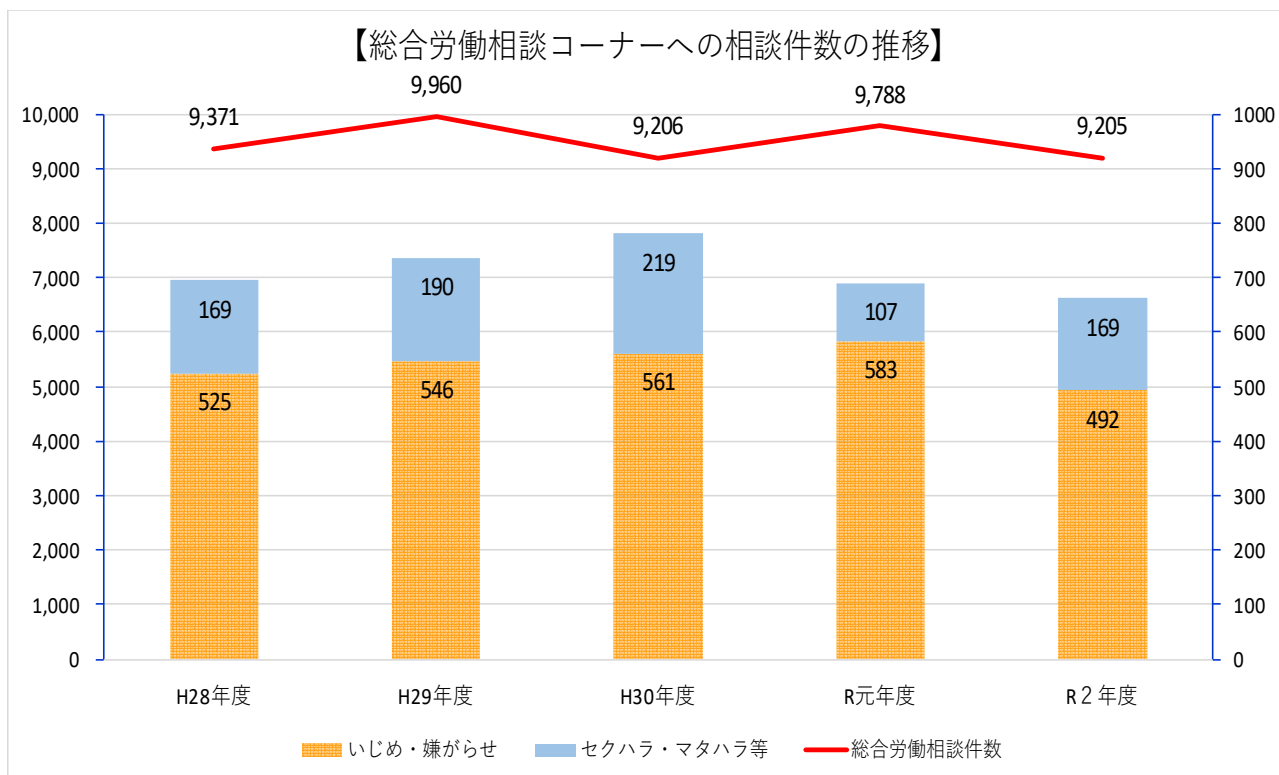
過去5年間をみてもこれらのハラスメント関係の相談件数は高水準で推移しています。

	内容	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
①	パワハラ含む「いじめ・嫌がらせ」	525件	546件	561件	583件	492件
	セクハラ・マタハラ等	169件	190件	219件	107件	169件
②	セクシュアルハラスメント	67件	68件	62件	32件	54件
③	妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱	83件	51件	91件	52件	76件
	妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント	19件	71件	66件	23件	39件
	合計	694件	736件	780件	690件	661件

注1) ①は個紛法（労推法に基づく相談を含みます。）、②は均等法、③は均等法及び育介法に基づく相談

注2) ③については、均等法及び育介法の改正（平成29年1月1日施行）以降、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントを不利益取扱から分別して集計。両者を総称して「いわゆるマタニティハラスメント」といいます。

なお、大企業については、令和2年6月に施行された改正労働施策総合推進法において、パワハラ防止のための事業主の措置義務を新設されました。中小企業は、令和4年4月から適用になります（それまでは努力義務です。）。



**厚生労働省佐賀労働局管内の総合労働相談コーナー**

相談窓口	所在地・電話番号
佐賀労働局総合労働相談コーナー 	佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第2合同庁舎5階 (佐賀労働局雇用環境・均等室内) Tel:0952-32-7218 (パワハラ・セクハラ・マタハラ等) Fax:0952-32-7224 <b>※時間に余裕を持ってお電話又はご来庁下さい。</b>
佐賀総合労働相談コーナー 	佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第2合同庁舎3階 (佐賀労働基準監督署内) Tel:0952-32-7189 Fax:0952-32-7157
唐津総合労働相談コーナー 	唐津市二太子 3丁目 214-6 唐津港湾合同庁舎1階 (唐津労働基準監督署内) Tel:0955-73-2179 Fax:0955-74-6583
武雄総合労働相談コーナー	武雄市武雄町昭和 758 (武雄労働基準監督署内) Tel:0954-22-2165 Fax:0954-22-2168
伊万里総合労働相談コーナー	伊万里市立花町大尾 1891-64 (伊万里労働基準監督署内) Tel:0955-23-4155 Fax:0955-23-4157

※上記5か所にて、ハラスメントに限らず労働問題全般に関する相談を常時受け付けています。

## 令和 2 年度 個別労働紛争解決制度施行状況

労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争を円満に解決するための「個別労働紛争解決制度」の令和 2 年度の施行状況については以下のとおりです。

### 1 総合労働相談(※1)件数、助言・指導(※2)申出件数は前年度から減少、あっせん(※3)申請件数はわずかに増加。

・総合労働相談件数	8,769 件 (前年度比 10.4%減)
→うち、民事上の個別労働紛争相談(※4)件数	1,530 件 (同 13.5%減)
・助言・指導申出件数	71 件 (同 61.3%増)
・あっせん申請件数	37 件 (同 8.8%増)

### 2 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導申出件数、あっせん申請件数のいずれにおいても「いじめ・嫌がらせ」がトップ

- ・民事上の個別労働紛争のうち、「いじめ・嫌がらせ」にかかる相談件数は 492 件で、8 年連続トップ。第 2 位は、「その他の労働条件」、第 3 位は「自己都合退職」でした。

### 3 助言・指導は 1 か月以内に 99%、あっせんは 3 か月以内に 95%の処理を終了。

- ・あっせん手続きが終了した件数における、紛争当事者のあっせん参加率は、64.9% (全国平均 48.4%)
- ・あっせん手続きが終了した件数における、合意率は 35.1%。 (全国平均 32.4%)
- ・あっせん手続きが終了した件数のうち、被申請人があっせん開催に参加した件数における合意率は 54.2% (全国平均 64.1%)

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主間での労働条件や職場環境などをめぐる紛争の未然防止や早期解決を促進するための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の 3 つの方法があります。

本制度による総合労働相談コーナーは、佐賀労働局雇用環境・均等室のほか、県内 4 か所の労働基準監督署内（佐賀・唐津・武雄・伊万里）に設置されています。

この制度利用のメリットは、法的強制力は無いながらも、①秘密（非公開）のうちに、②簡単に、速やかに、③無料で解決が図られるところです。

また、相談についても、秘密を堅く守っておりますし、費用も予約もいりませんので、安心してご利用いただいているところです。もちろん、「助言・指導」、「あっせん」を含め、事業主側からも利用できます。お困りの時は、まずはお電話でお気軽にご相談ください。

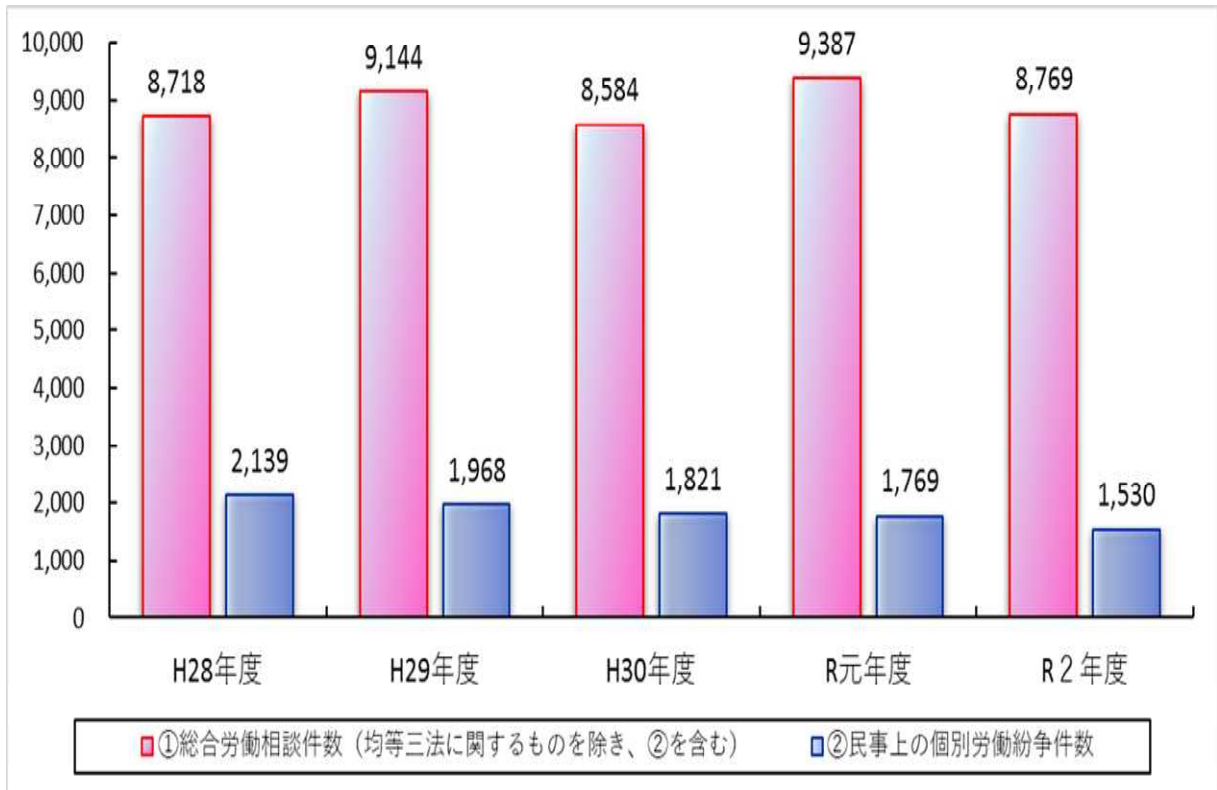
※1「総合労働相談」：あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを県内 5 か所に設置し、専門の相談員が対応します。

※2「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度です。

※3「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授等労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

※4「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他の労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く）です。

## 個別労働紛争解決制度の運用状況



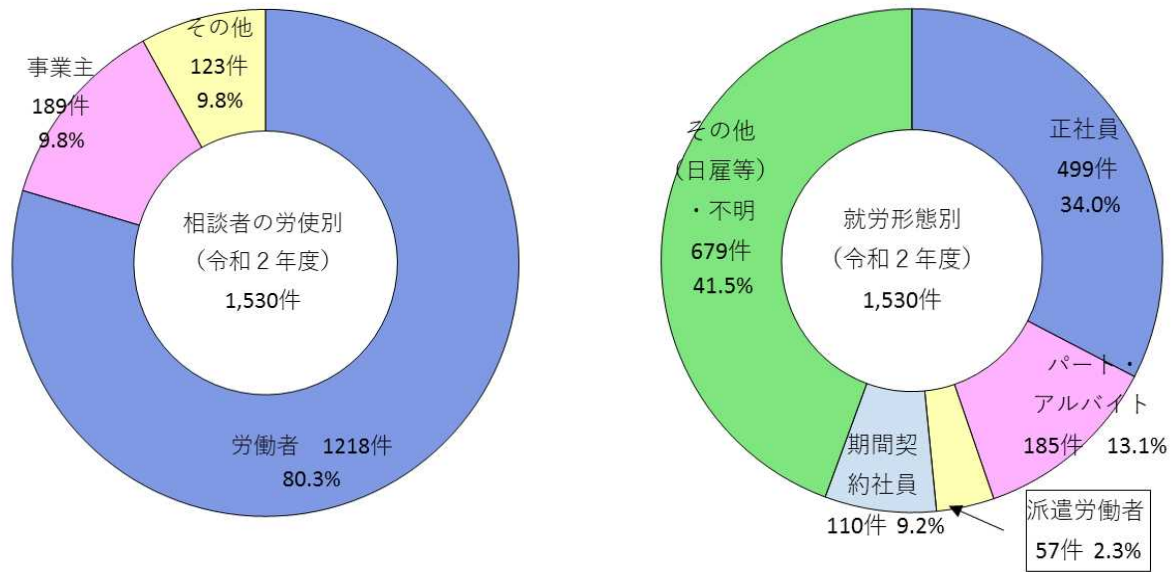
## 民事上の個別労働紛争に係る相談件数

令和2年度の民事上の個別労働紛争相談の内訳としては、多い順に「いじめ・嫌がらせ」492件(32.2%)、「その他の労働条件」292件(19.1%)、「自己都合退職」264件(17.3%)、で、「いじめ・嫌がらせ」が8年連続で第1位、4位以下は「解雇」が233件(15.2%)、「その他」199件(13.0%)と続きます。

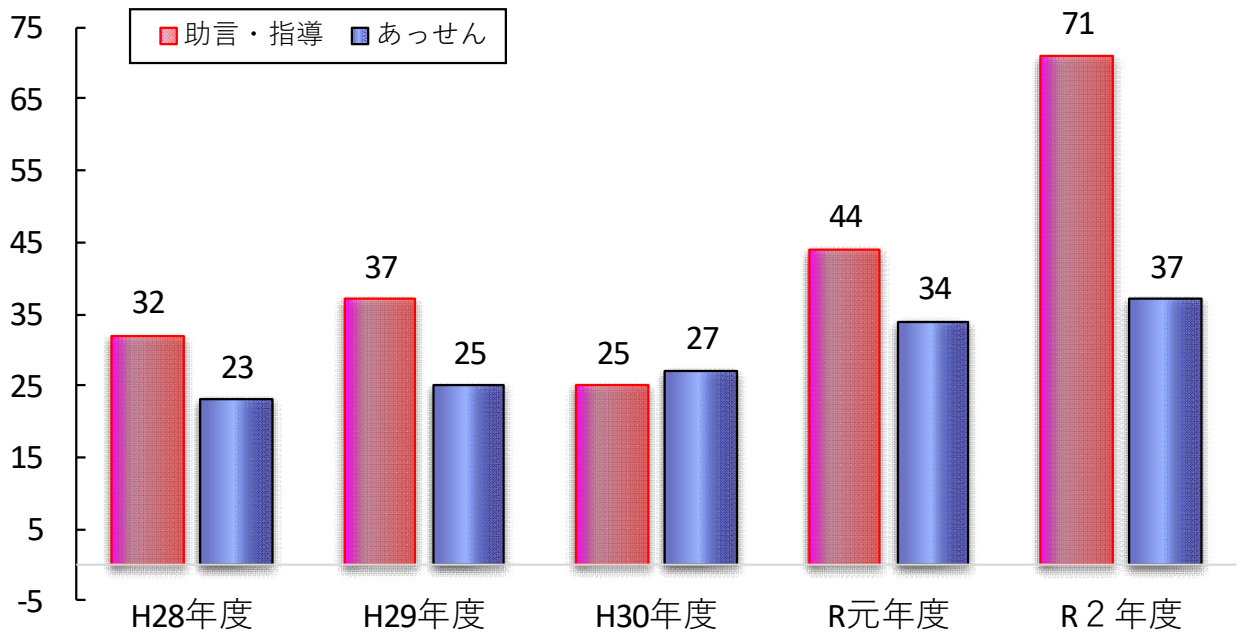
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1位	いじめ・嫌がらせ (525件)	いじめ・嫌がらせ (546件)	いじめ・嫌がらせ (561件)	いじめ・嫌がらせ (583件)	いじめ・嫌がらせ (492件)
第2位	自己都合退職 (462件)	自己都合退職 (447件)	自己都合退職 (428件)	自己都合退職 (356件)	その他の労働条件 (292件)
第3位	解雇 (341件)	解雇 (367件)	その他の労働条件 (329件)	その他の労働条件 (303件)	自己都合退職 (264件)

※解雇には、普通解雇、整理解雇、懲戒解雇を含みます。

## 民事上の個別労働紛争件数の労使別・就労形態別内訳（全体比）

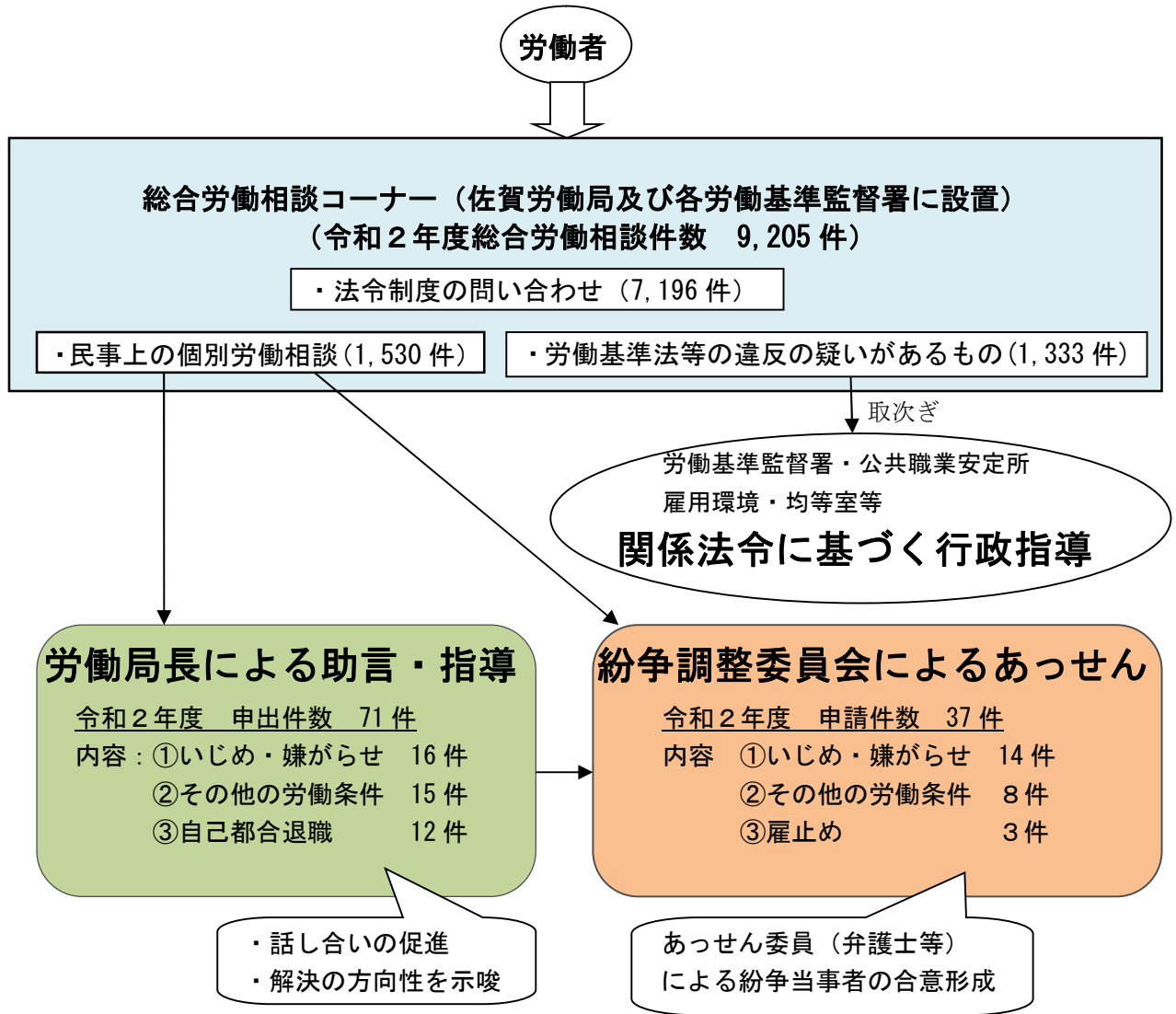


## 助言・指導申出件数及びあっせん申請件数の推移





## 個別労働紛争解決制度の枠組み



<b>令和2年度の助言・指導結果（終了71件中）</b>	
助言・指導を実施（71件）	
打切り、取下げ、労働者の死亡又は企業の消滅（1件（助言・指導実施後取下げ））	
（処理期間）1か月以内：70件 2か月以内：1件 3か月以内：0件 3か月超え：0件	

<b>令和2年度のあっせん結果（終了37件中）</b>			
あっせん手続き不参加（9件）	あっせん不開催	被申請人の不参加により打切り（9件）	
		あっせん開催前に合意（2件）	合意（13件）
あっせん手続き参加（24件）	あっせん開催	あっせんの場で合意（11件）	
		あっせんが開催されたが不合意（11件）	
取下げ、その他（4件）			
（処理期間）1か月以内：13件 2か月以内：17件 3か月以内：5件 3か月超え：2件			

※あっせんの参加率（開催前に合意に至ったものを含む。）は64.9%、あっせんに参加した場合の合意率は54.2%となっております。

## 令和2年度における解決事例（個紛法）

### 【事案1】 いじめ・嫌がらせに関する助言・指導の事例

#### 【事案の概要】

申出人は派遣労働者。

自分の仕事上のミスに対して、会社の指導担当者から屈辱的な言動を受けたことにより、就業環境を害された。

#### 【助言・指導の内容・結果】

会社の労務担当者に申出人の申立内容を伝えたところ、社内調査を行う意向を示したため、社内調査の結果に基づき、申出人と話し合うよう助言した。

社内調査の結果、申立内容が事実であることが確認され、行為者である指導担当者に対して会社として教育を実施した。

また、会社は申出人に対して、社内調査結果を説明し、謝罪を行った。

### 【事案2】 解雇に関するあっせんの事例

#### 【事案の概要】

申請人は正社員として工場に勤務していた。

会社の指示に従わない、取引先からクレームを受けるといった問題に対して、注意したにもかかわらず改善が見られないことを理由に解雇された。

解雇理由に納得できず、会社に対して、解雇による精神的苦痛・経済的損失に対する慰謝料の支払を求め、あっせん申請された事案。

#### 【あっせんの内容・結果】

あっせん委員が被申請人（事業主）の主張を確認したところ、解雇時に申請人に対する配慮が不十分であったことを認めた。

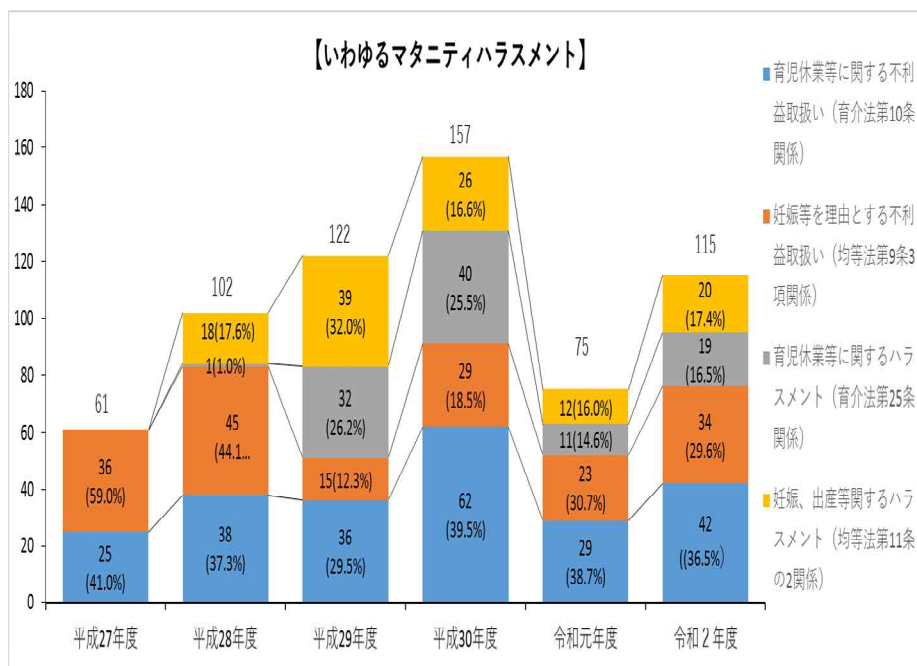
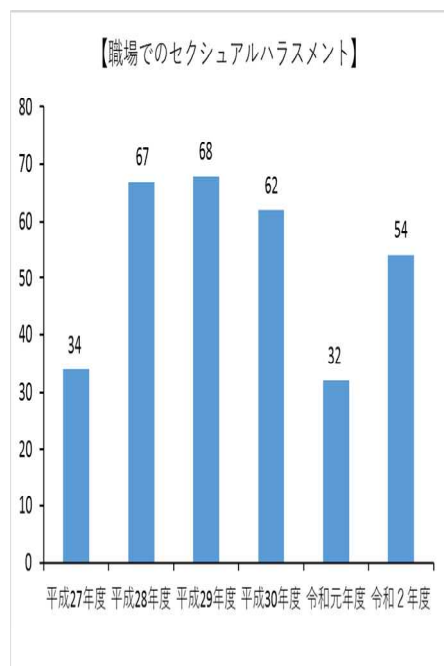
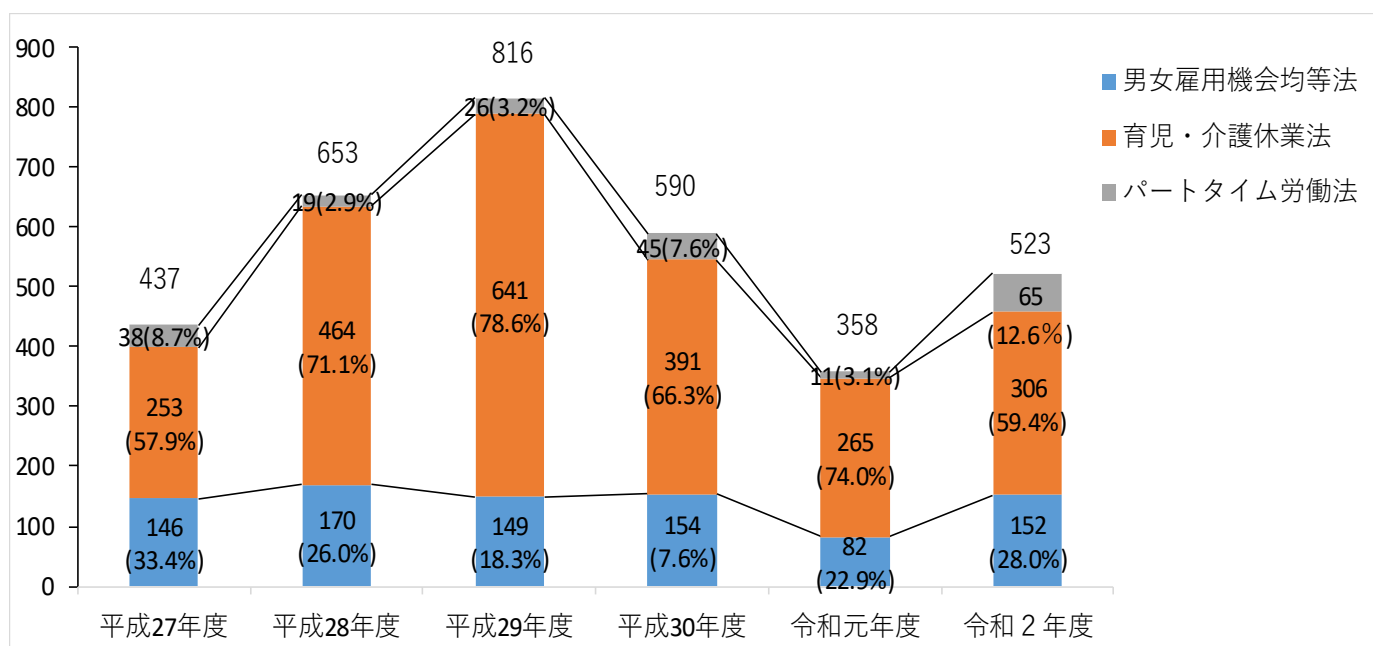
これを受けて、あっせん委員が迅速な解決に向け双方譲歩可能な解決策を調整した結果、解決金として申請人の1か月分賃金相当分を支払うことで合意した。

## 令和 2 年度

## 「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「パートタイム・有期雇用労働法」の施行状況

## 1 均等 3 法に係る相談件数の推移

- ◆ 令和 2 年度に、雇用環境・均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム有期契約労働法に関する相談は、523 件であった。
- ◆ セクシュアルハラスメントに関する相談は、54 件で、妊娠、出産等に関するハラスメント、いわゆるマタニティハラスメントに関する相談は、115 件となっている。

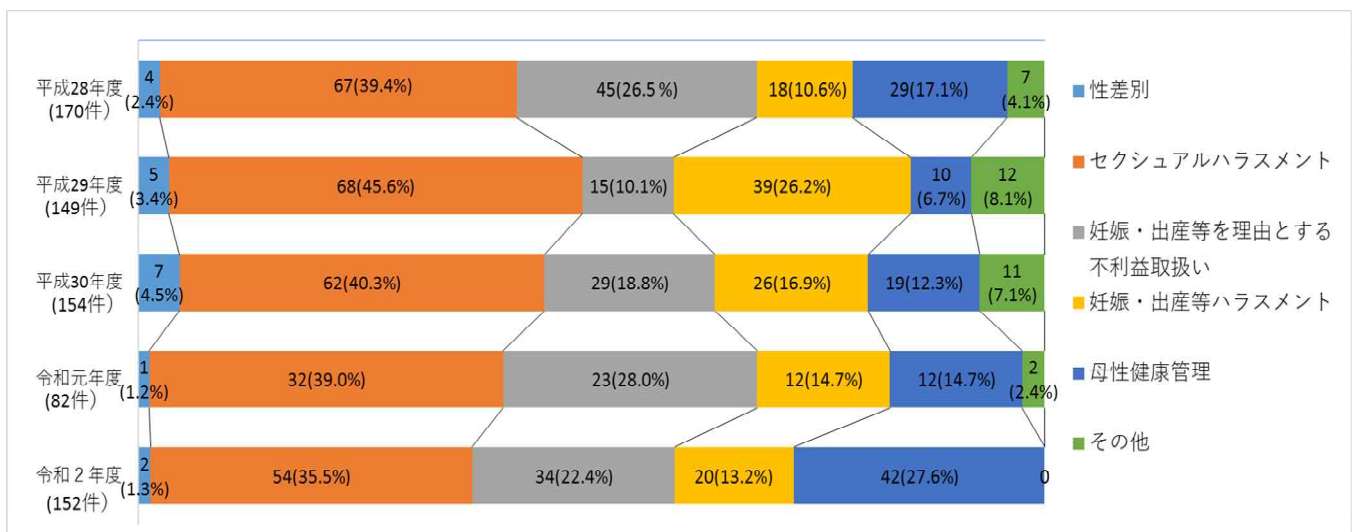




## 2 男女雇用機会均等法の施行状況

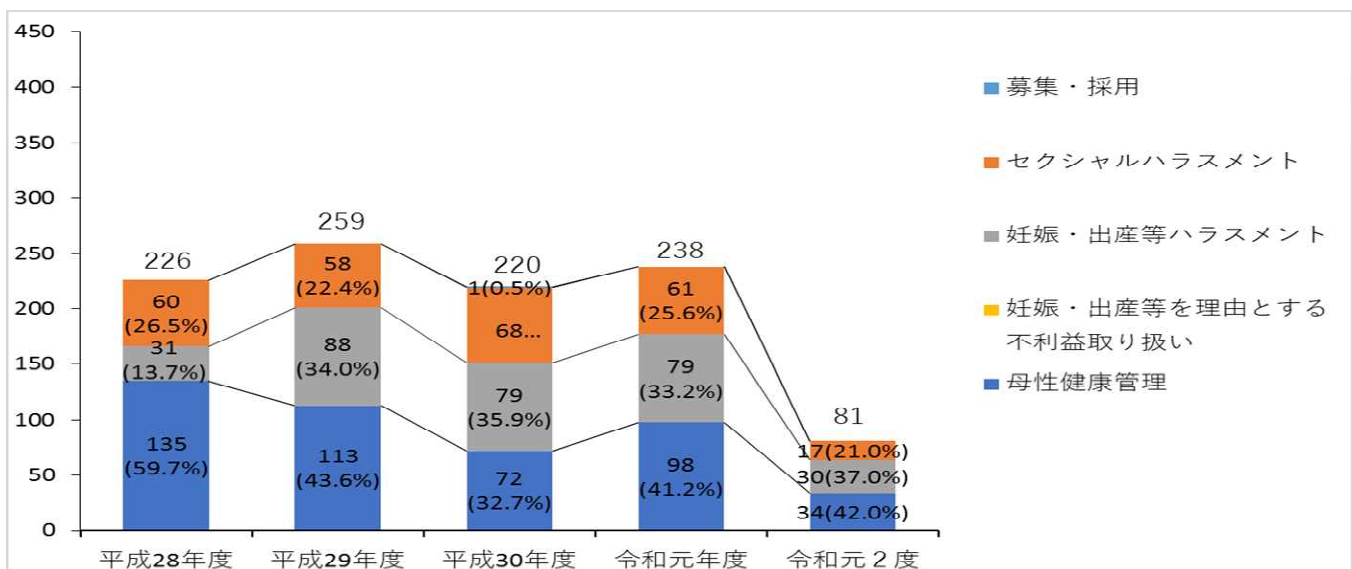
### (1) 相談の状況

- ◆ 令和2年度に労働者や事業主等から寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数は152件※であった。
- ◆ 相談内容別にみると、「セクシュアルハラスメント」に関する相談が54件と最も多く、全体の35.5%を占めている。また、「妊娠・出産等ハラスメント」に関する相談が20件(13.2%)、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」に関する相談が34件(22.4%)で、合わせると54件となり、全体の35.5%を占めている。



### (2) 是正指導状況

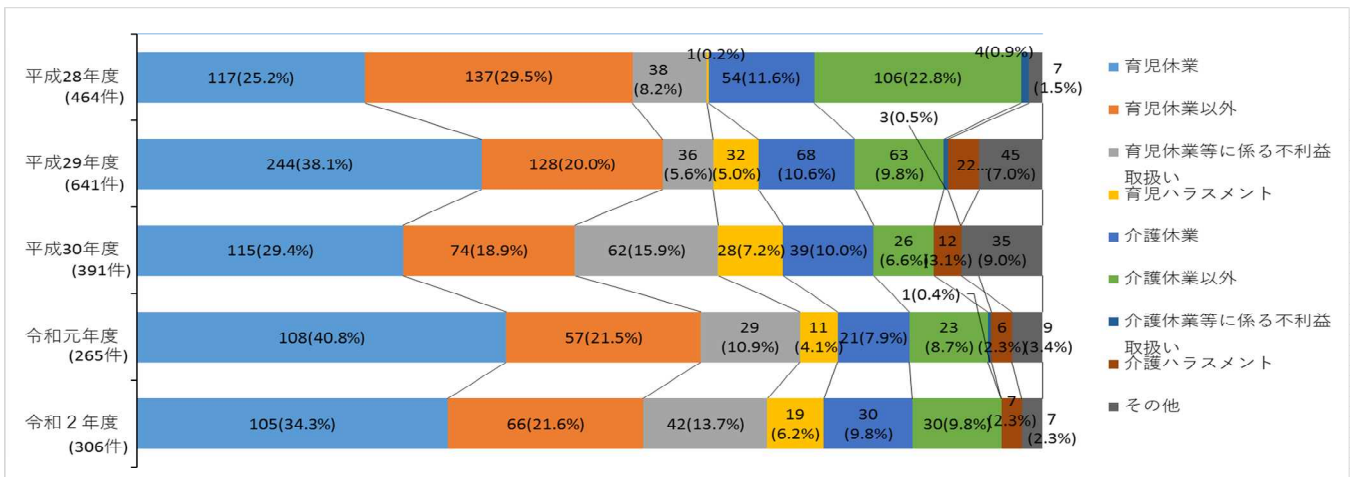
- ◆ 男女雇用機会均等法に基づく行政指導の件数は、令和2年度は81件であった。
- ◆ 指導事項の内訳は、「母性健康管理」に関する事項が34件(42.0%)と最も多く、次いで「妊娠・出産等ハラスメント」に関する事項で30件(37.0%)となっている。



### 3 育児・介護休業法の施行状況

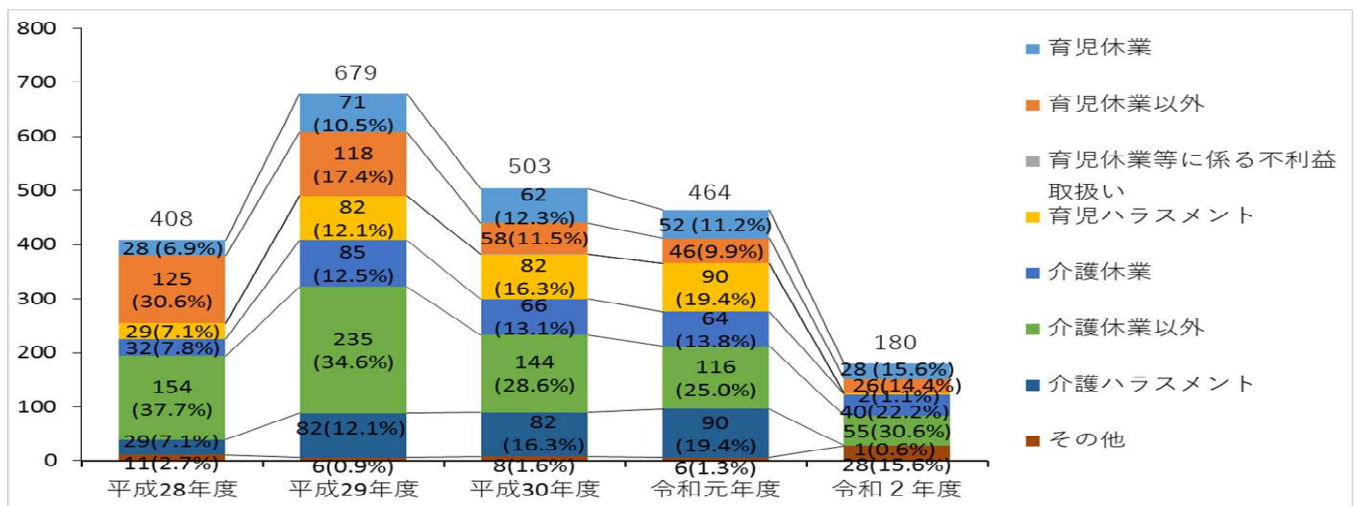
#### (1) 相談の状況

- ◆ 令和2年度に労働者や事業主等から寄せられた育児・介護休業法に関する相談件数は306件で、うち、育児関係の相談が232件(75.8%)で、介護関係の相談が86件(21.9%)であった。
- ◆ 相談内容別にみると、育児関係では「育児休業」が105件(34.3%)、「育児休業以外(子の看護休暇、所定労働時間の短縮措置等)」が66件(21.6%)となっている。
- ◆ 介護関係では、「介護休業」が30件(9.8%)、「介護休業以外(介護休暇、所定労働時間短縮の措置等)」が30件(9.8%)となっている。



#### (2) 是正指導状況

- ◆ 育児・介護休業法に関する指導件数は、令和2年度は180件であった。
- ◆ 指導事項の内訳は、育児関係では、「育児休業」に関する事項が最も多く28件(15.6%)で、介護関係では、「介護休業以外(介護休暇、所定労働時間短縮等の措置など)」に関する事項が最も多く55件(30.6%)となっている。

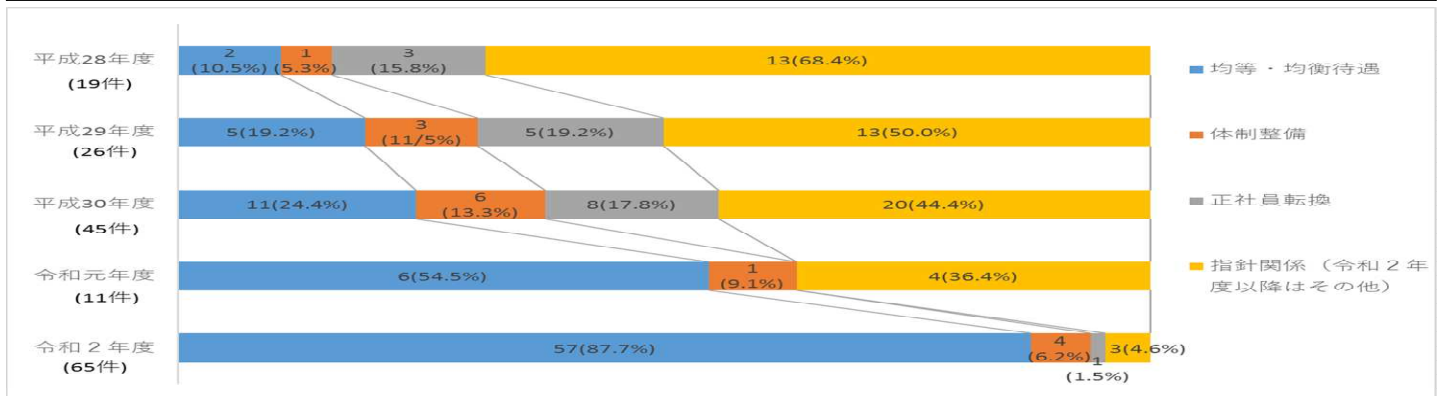


#### 4 パートタイム労働法及びパートタイム・有期雇用労働法※の施行状況

※パートタイム労働法はパートタイム・有期雇用労働法に改正され、令和2年4月1日から施行されており、中小事業主は令和3年4月1日から適用されています。

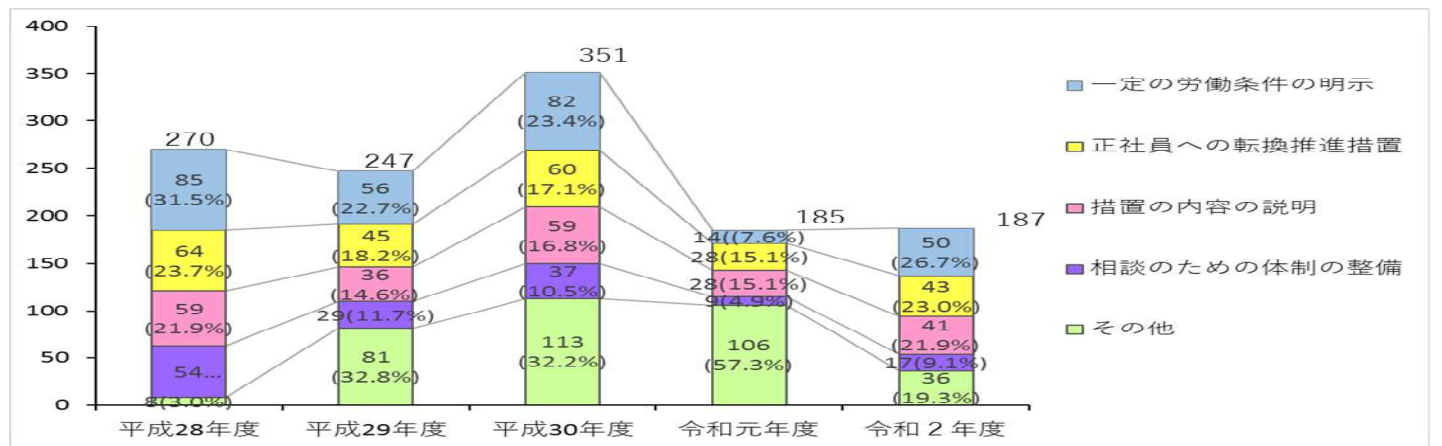
##### (1) 相談の状況

- ◆ 令和2年度に労働者や事業主等から寄せられたパートタイム労働法及びパートタイム・有期雇用労働法に関する相談件数は65件であった。
- ◆ 相談内容別にみると、「均等・均衡待遇」に関する相談が55件と最も多かった。また、「体制整備」、「正社員転換」についても相談が寄せられている。



##### (2) 是正指導状況

- ◆ パートタイム労働法及びパートタイム・有期雇用労働法に関する指導件数は、令和2年度は187件であった。
- ◆ 指導事項の内訳は、「一定の労働条件の明示」に関する事項が50件(26.7%)「正社員への転換推進措置」に関する事項が43件(23.0%)と多く、次いで「措置の内容の説明」に関する事項が41件(21.9%)となっている。



#### 5 労働局長による紛争解決援助、調停の状況

- ◆ 男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助 2件 (内訳は、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い2件)
- ◆ 育児・介護休業法に基づく紛争解決援助 4件 (内訳は、育児休業2件、育児休業に係る不利益取扱い1件、育児休業ハラスメント1件となっており、2件は男性労働者からの申立て)
- ◆ 調停なし